

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 3月12日

【計算期間】 第 6 期中  
（自 平成24年 6月13日 至 平成24年12月12日）

【ファンド名】 アメリカン・ドリーム・ファンド

【発行者名】 新生インベストメント・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉田 浩一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号

【事務連絡者氏名】 伊藤 真澄

【連絡場所】 東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号

【電話番号】 03-6880-6400

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【ファンドの運用状況】

以下は平成25年1月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### （1）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,189,874,125	99.57
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		17,985,702	0.43
合計(純資産総額)		4,207,859,827	100.00

### （2）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

平成25年1月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落ち)	(分配付き)	(分配落ち)	(分配付き)
第6期中間計算期末 (平成24年12月12日)	3,061	3,061	0.8967	0.8967
平成24年1月末日	2,170		0.7300	
平成24年2月末日	2,500		0.8404	
平成24年3月末日	2,583		0.8710	
平成24年4月末日	2,745		0.8681	
平成24年5月末日	2,611		0.7887	
平成24年6月末日	2,719		0.8178	
平成24年7月末日	2,662		0.8165	
平成24年8月末日	2,701		0.8652	
平成24年9月末日	2,637		0.8801	
平成24年10月末日	2,571		0.8433	
平成24年11月末日	2,975		0.8876	
平成24年12月末日	3,060		0.9427	
平成25年1月末日	4,207		1.0373	

\*純資産総額（百万円）は単位未満を切捨てて表示しています。また、1口当たり純資産額（円・分配付き）は、外税控除前の金額を記載しています。

#### 【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金（円）
第6期中間計算期間 (平成24年6月13日～平成24年12月12日)	-

#### 【収益率の推移】

期間	収益率（%）
----	--------

第 6 期中間計算期間 (平成24年 6 月13日 ~ 平成24年12月12日)	13.0
---	------

\* 各計算期間の収益率は、当該計算期間末の基準価額(分配付きの額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## 2【設定及び解約の実績】

期間	設定数量(口数)	解約数量(口数)
第 6 期中間計算期間 (平成24年 6 月13日 ~ 平成24年12月12日)	597,008,677	518,363,579

### 3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間（平成24年6月13日から平成24年12月12日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる中間監査を受けております。

アメリカン・ドリーム・ファンド 中間財務諸表  
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 (平成24年6月12日現在)	第6期中間計算期間 (平成24年12月12日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	712,208	-
コール・ローン	84,898,882	91,725,430
親投資信託受益証券	2,590,786,296	3,008,552,798
未収利息	116	125
流動資産合計	2,676,397,502	3,100,278,353
資産合計	2,676,397,502	3,100,278,353
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	185,570	4,943,669
未払受託者報酬	1,014,854	1,142,027
未払委託者報酬	28,796,372	32,405,036
その他未払費用	523,432	526,308
流動負債合計	30,520,228	39,017,040
負債合計	30,520,228	39,017,040
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	3,335,365,659	3,414,010,757
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	689,488,385	352,749,444
純資産合計	2,645,877,274	3,061,261,313
負債純資産合計	2,676,397,502	3,100,278,353

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第5期中間計算期間 (自平成23年6月14日 至平成23年12月13日)	第6期中間計算期間 (自平成24年6月13日 至平成24年12月12日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	10,749	13,741
有価証券売買等損益	101,448,663	382,766,502
営業収益合計	101,437,914	382,780,243
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	918,398	1,142,027
委託者報酬	26,059,418	32,405,036
その他費用	526,308	526,308
営業費用合計	27,504,124	34,073,371
営業利益又は営業損失( )	128,942,038	348,706,872
経常利益又は経常損失( )	128,942,038	348,706,872
中間純利益又は中間純損失( )	128,942,038	348,706,872
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	4,776,080	35,634,658
期首剰余金又は期首欠損金( )	723,121,558	689,488,385
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,421,710	106,311,940
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32,421,710	106,311,940
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,922,137	82,645,213
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,922,137	82,645,213
中間剰余金又は中間欠損金( )	839,787,943	352,749,444

## （ 3 ）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第 6 期中間計算期間 (自平成24年 6 月13日 至平成24年12月12日)	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあつては、中間計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年 6 月13日から翌年 6 月12日までとしており、第 6 期中間計算期間は、平成24年 6 月13日から平成24年12月12日までとなっております。	

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第 5 期 (平成24年 6 月12日現在)	第 6 期中間計算期間 (平成24年12月12日現在)
	1. 当該中間計算期間の末日における受益権総数	3,335,365,659口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	689,488,385円	352,749,444円
元本の欠損	0.7933円	0.8967円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	(7,933円)	(8,967円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 5 期中間計算期間 (自平成23年 6 月14日 至平成23年12月13日)	第 6 期中間計算期間 (自平成24年 6 月13日 至平成24年12月12日)
1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である米国小型成長株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託する為に要する費用として、当ファンドが委託者報酬の中より負担している金額は、13,000,776円であります。	1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である米国小型成長株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託する為に要する費用として、当ファンドが委託者報酬の中より負担している金額は、16,166,207円であります。
2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第 5 期 (平成24年 6 月12日現在)	第 6 期中間計算期間 (平成24年12月12日現在)

1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (重要な後発事象に関する注記)

第6期中間計算期間 (自平成24年6月13日 至平成24年12月12日)
該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 1 開示対象ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第5期 (平成24年6月12日現在)	第6期中間計算期間 (平成24年12月12日現在)
期首元本額	3,050,383,673円	3,335,365,659円
期中追加設定元本額	710,960,432円	597,008,677円
期中一部解約元本額	425,978,446円	518,363,579円

## 2 有価証券関係

第6期中間計算期間 (平成24年12月12日現在)
該当事項はありません。

## 3 デリバティブ取引関係

第5期 (平成24年6月12日現在)	第6期中間計算期間 (平成24年12月12日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。



#### 4【委託会社等の概況】

##### (1)【資本金の額】

平成25年1月末現在	資本金	495,000,000円
	発行可能株式総数	39,600株
	発行済株式総数	9,900株

最近5年間における資本金の増減はありません。

##### (2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年1月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計22本(追加型投資信託17本、単位型投資信託5本)であり、純資産の総額は118,405百万円(百万円未満切捨)です。

##### (3)【その他】

###### (1) 定款の変更

平成19年6月28日に開催された定時株主総会において、公告の方法に関する定款変更、平成19年8月9日および9月28日に開催された臨時株主総会において、目的に関する定款変更、平成22年10月6日に開催された臨時株主総会において、本店の所在地に関する定款変更が決議されました。

###### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 5【委託会社等の経理状況】

### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成されております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第12期事業年度に係る中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

## 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

期別		第10期 (平成23年3月31日現在)		第11期 (平成24年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金	2	748,455		797,088	
前払費用		7,918		8,745	
未収委託者報酬		189,465		147,167	
未収運用受託報酬		22,526		21,488	
未収収益		7,545		4,604	
繰延税金資産		1,051		979	
その他		-		13	
流動資産計		976,962		980,087	
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	47,094		43,210	
器具備品	1	4,714		3,037	
無形固定資産					
ソフトウェア		5,390		3,388	
商標権		118		43	
投資その他の資産					
差入保証金	2	44,119		44,119	
固定資産計		101,438		93,800	
資産合計		1,078,401		1,073,888	

期別		第10期 (平成23年3月31日現在)		第11期 (平成24年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金		171,204		125,062	
未払手数料	2	110,179		83,601	
その他未払金	2	61,025		41,461	
未払費用		10,667		9,858	
未払法人税等		3,927		3,948	
未払消費税等		2,406		2,726	
その他		983		1,030	
流動負債計		189,189		142,625	
固定負債					
資産除去債務		26,798		27,355	
繰延税金負債		9,845		8,568	
固定負債計		36,644		35,923	

負債合計			225,834		178,549
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		357,566		400,339	
利益剰余金合計			357,566		400,339
株主資本合計			852,566		895,339
純資産合計			852,566		895,339
負債・純資産合計			1,078,401		1,073,888

## (2) 【損益計算書】

期別		第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		1,571,807		1,377,872	
運用受託報酬		122,817		111,721	
その他営業収益		26,532		20,137	
営業収益計			1,721,157		1,509,732
営業費用					
支払手数料	1	969,557		848,355	
広告宣伝費		34,827		28,754	
公告費		600		600	
調査費					
図書費		586		563	
調査費		109,811		109,013	
委託計算費		25,355		20,396	
営業雑経費					
通信費		1,840		915	
印刷費		13,862		13,767	
協会費		3,017		2,881	
その他営業雑経費		6,812		8,601	
営業費用計			1,166,270		1,033,849
一般管理費					
給料					
役員報酬		25,290		20,100	
給料・手当		204,317		186,239	
賞与		34,115		27,803	
退職給付費用		35,669		30,274	
交際費		599		1,423	

旅費交通費		10,438		10,096	
租税公課		4,139		3,978	
不動産賃借料		37,458		44,119	
固定資産減価償却費		4,711		7,637	
資産除去債務利息費用		137		556	
諸経費		66,498		72,053	
一般管理費計			423,375		404,281
営業利益			131,511		71,601
営業外収益					
受取利息	1	123		100	
雑収入		3		11	
営業外収益計			126		112
営業外費用					
雑損失		1		2	
営業外費用計			1		2
経常利益			131,636		71,711
特別損失					
固定資産除却損		1,380		-	
移転関連費用	2	12,891		-	
特別損失計			14,271		-
税引前当期純利益			117,365		71,711
法人税、住民税及び事業税	1	42,887		30,144	
法人税等調整額		16,142	59,029	1,206	28,938
当期純利益			58,335		42,772

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第10期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	299,231
	当期変動額 当期純利益	58,335
	当期末残高	357,566
利益剰余金合計	当期首残高	299,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	357,566
株主資本合計	当期首残高	794,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	852,566

純資産合計	当期首残高	794,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	852,566

第11期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	357,566
	当期変動額	当期純利益 42,772
	当期末残高	400,339
利益剰余金合計	当期首残高	357,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	400,339
株主資本合計	当期首残高	852,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	895,339
純資産合計	当期首残高	852,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	895,339

## 〔重要な会計方針〕

項目	内容
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3～38年 器具備品 3～20年</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>

## 〔追加情報〕

第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
--

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第10期 (平成23年3月31日現在)	第11期 (平成24年3月31日現在)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,281千円</p> <p>器具備品 9,839千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 541,584千円</p> <p>差入保証金 44,119千円</p> <p>未払手数料 62,890千円</p> <p>その他未払金 29,399千円</p> <p>当該金額のうち、29,349千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 5,165千円</p> <p>器具備品 11,516千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 506,438千円</p> <p>差入保証金 44,119千円</p> <p>未払手数料 46,871千円</p> <p>その他未払金 20,663千円</p> <p>当該金額のうち、20,601千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>

(損益計算書関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 487,624千円</p> <p>受取利息 123千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税 29,349千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p> <p>2. 移転関連費用12,891千円は、事務所移転に伴い発生した金額であります。</p>	<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 384,845千円</p> <p>受取利息 100千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税 20,601千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)																				
<p>発行済株式に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業年度期首</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td>9,900</td> <td></td> <td></td> <td>9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	9,900			9,900	<p>発行済株式に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業年度期首</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td>9,900</td> <td></td> <td></td> <td>9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	9,900			9,900
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	

(リース取引関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

該当事項はありません。	該当事項はありません。
-------------	-------------

（金融商品関係）

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（2）金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に関係する会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）貸借対照表計上額、時価及びその差額



平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	748,455	748,455	-
未収委託者報酬	189,465	189,465	-
未収運用受託報酬	22,526	22,526	-
差入保証金	44,119	27,016	17,103
資産計	1,004,567	987,463	17,103
未払手数料	110,179	110,179	-
その他未払金	61,025	61,025	-
負債計	171,204	171,204	-

## (2) 時価の算定方法

### 資産

#### 預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

### 負債

#### 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

## (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超

預金	748,455	-
未収委託者報酬	189,465	-
未収運用受託報酬	22,526	-
差入保証金	-	44,119
合計	960,447	44,119

第11期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に対する事項

### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

### （2）金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

### （3）金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に関係する会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

#### 運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

#### 市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

#### 流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	797,088	797,088	-
未収委託者報酬	147,167	147,167	-
未収運用受託報酬	21,488	21,488	-
差入保証金	44,119	29,013	15,105
資産計	1,009,864	994,758	15,105
未払手数料	83,601	83,601	-
その他未払金	41,461	41,461	-
負債計	125,062	125,062	-

## (2) 時価の算定方法

資産

## 預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

## 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

## (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	797,088	-
未収委託者報酬	147,167	-
未収運用受託報酬	21,488	-
差入保証金	-	44,119
合計	965,744	44,119

## (有価証券関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p>	<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p>

	エマージング・カレン シー・債券ファンド （毎月分配型）	新生・UTIインド ファンド
営業収益	924,925	345,339

(注)

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示してまいります。

	エマージング・カレン シー・債券ファンド （毎月分配型）	新生・UTIインド ファンド
営業収益	871,660	266,667

(注)

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示してまいります。

(資産除去債務関係)

第10期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)																
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの																
1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。	1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。																
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。																
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減	3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減																
(単位：千円)	(単位：千円)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期首残高</th> <th>有形固定資産 の取得に伴う 増加額</th> <th>時の経過に よる調整額</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>26,661</td> <td>137</td> <td>26,798</td> </tr> </tbody> </table>	期首残高	有形固定資産 の取得に伴う 増加額	時の経過に よる調整額	期末残高		26,661	137	26,798	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期首残高</th> <th>有形固定資産 の取得に伴う 増加額</th> <th>時の経過に よる調整額</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26,798</td> <td></td> <td>556</td> <td>27,355</td> </tr> </tbody> </table>	期首残高	有形固定資産 の取得に伴う 増加額	時の経過に よる調整額	期末残高	26,798		556	27,355
期首残高	有形固定資産 の取得に伴う 増加額	時の経過に よる調整額	期末残高														
	26,661	137	26,798														
期首残高	有形固定資産 の取得に伴う 増加額	時の経過に よる調整額	期末残高														
26,798		556	27,355														

(関連当事者情報)

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	487,624	未払手 数料	62,890
							連結法人税額の うち連結納税親 会社への支出	29,349	その他 未払金	29,349
							敷金の返還	29,082	差入 保証金	44,119
							敷金の差入	44,119		

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

### 親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第11期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	384,845	未払手数料	46,871
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	20,601	その他未払金	20,601
							敷金の差入		差入保証金	44,119

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

### 親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

(税効果会計関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
流動資産		流動資産	
未払事業税	1,051千円	未払事業税	979千円
小計	1,051千円	小計	979千円
固定資産		固定資産	
資産除去債務	10,904千円	資産除去債務	9,749千円
その他	891千円	その他	524千円
評価性引当額	10,904千円	評価性引当額	9,749千円
繰延税金負債(固定)との相	891千円	繰延税金負債(固定)との相	524千円
殺		殺	
小計	千円	小計	千円
繰延税金資産合計	1,051千円	繰延税金資産合計	979千円
繰延税金負債		繰延税金負債	
固定負債		固定負債	
建物(除去費用)	10,737千円	建物(除去費用)	9,093千円
繰延税金資産(固定)との相	891千円	繰延税金資産(固定)との相	524千円
殺		殺	
小計	9,845千円	小計	8,568千円
繰延税金負債合計	9,845千円	繰延税金負債合計	8,568千円
差引：繰延税金負債の純額	8,794千円	差引：繰延税金負債の純額	7,588千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項目 別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項目 別の内訳	

法定実効税率 (調整)	40.69%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20%	
住民税均等割額	0.23%	
評価性引当額の増減	9.29%	
その他	0.11%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.30%	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から平成24年4月1日に開始する会計年度から平成26年4月1日に開始する会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.64%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は128千円減少（繰延税金負債は1,199千円減少）し、法人税調整額が1,070千円減少しております。

## (退職給付関係)

第10期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

## (1株当たり情報)

第10期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額 86,117円85銭 1株当たり当期純利益 5,892円47銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 90,438円31銭 1株当たり当期純利益 4,320円45銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

## (重要な後発事象)

第11期  
（自 平成23年4月 1日  
至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

[次△](#)



## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

期別		当中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
預金			792,418
前払費用			9,379
未収委託者報酬			136,483
未収運用受託報酬			21,750
未収収益			4,444
繰延税金資産			722
流動資産計			965,200
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	41,568	
器具備品	1	2,596	
無形固定資産			
ソフトウェア		2,425	
商標権		6	
投資その他の資産			
差入保証金		44,119	
固定資産計			90,715
資産合計			1,055,916



期別		当中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
未払金			98,428
未払手数料		72,350	
その他未払金		26,077	
未払費用			10,131
未払法人税等			2,675
未払消費税等			4,676
預り金			1,873
流動負債計			117,785
固定負債			
資産除去債務			27,639
繰延税金負債			8,462
固定負債計			36,101
負債合計			153,886
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			495,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		407,029	
利益剰余金合計			407,029

株主資本合計			902,029
純資産合計			902,029
負債・純資産合計			1,055,916

## (2) 中間損益計算書

期別		当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
科目	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
委託者報酬		667,697	
運用受託報酬		50,683	
その他営業収益		8,235	
営業収益計			726,617
営業費用			
支払手数料		410,454	
広告宣伝費		13,947	
公告費		600	
調査費			
図書費		275	
調査費		56,593	
委託計算費		8,775	
営業雑経費			
通信費		513	
印刷費		6,602	
協会費		1,504	
その他営業雑経費		4,519	
営業費用計			503,785
一般管理費			

給料			
役員報酬		10,080	
給料・手当		98,469	
賞与		14,314	
退職給付費用		17,773	
交際費		463	
旅費交通費		7,795	
租税公課		2,742	
不動産賃借料		22,059	
固定資産減価償却費	1	3,084	
資産除去債務利息費用		283	
諸経費		34,410	
一般管理費計			211,478
営業利益			11,353
営業外収益			
受取利息		50	
雑収入		12	
営業外収益計			63
営業外費用			
雑損失		31	
営業外費用計			31
經常利益			11,384
税引前中間純利益			11,384
法人税、住民税及び事業税		4,543	
法人税等調整額		150	4,694

中間純利益			6,690
-------	--	--	-------

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当中間会計期間末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	400,339
	当中間会計期間中の変動額 中間純利益	6,690
	当中間会計期間末残高	407,029
利益剰余金合計	当期首残高	400,339
	当中間会計期間中の変動額	6,690
	当中間会計期間末残高	407,029
株主資本合計	当期首残高	895,339
	当中間会計期間中の変動額	6,690
	当中間会計期間末残高	902,029
純資産合計	当期首残高	895,339
	当中間会計期間中の変動額	6,690
	当中間会計期間末残高	902,029



## 〔重要な会計方針〕

項目	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～38年 器具備品 3～20年 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

## 〔注記事項〕

## （中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （平成24年9月30日現在）	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	6,808 千円
器具備品	11,957 千円

## （中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）	
1. 減価償却実施額	
有形固定資産	2,083 千円
無形固定資産	1,001 千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）					
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
	普通株式(株)	9,900			9,900
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項	該当事項はありません。				



## （リース取引関係）

当中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
該当事項はありません。

## （金融商品関係）

当中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

## （1）貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成24年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	792,418	792,418	-
未収委託者報酬	136,483	136,483	-
未収運用受託報酬	21,750	21,750	-
差入保証金	44,119	29,936	14,182
資産計	994,772	980,589	14,182
未払手数料	72,350	72,350	-
その他未払金	26,077	26,077	-
負債計	98,428	98,428	-

## （2）時価の算定方法

資産

## 預金

保有している満期のない預金について、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

## 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高
27,355		283	27,639

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

	エマージング・カレンシー・債券 ファンド(毎月分配型)	新生・UTIインドファンド
営業収益	449,753	105,246

## (注)

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

## （1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）		
1株当たり純資産額	91,114 円	11 銭
1株当たり中間純利益	675 円	79 銭
（注）		
1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。		
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。		
中間純利益		6,690 千円
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る中間純利益		6,690 千円
期中平均株式数		9,900 株

## （重要な後発事象）

当中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）	
該当事項はありません。	

# 独立監査人の中間監査報告書

平成25年1月30日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会

御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩本正	印
--------------------	-------	-----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアメリカン・ドリーム・ファンドの平成24年6月13日から平成24年12月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アメリカン・ドリーム・ファンドの平成24年12月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年6月13日から平成24年12月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。



## 利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 . 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2 . 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

岩本 正

印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

青木 裕晃

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月17日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 岩本 正印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 青木 裕晃 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。